

平成 26 年度第 2 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 26 年 (2014 年) 8 月 11 日 (月) 13 : 30 ~ 16 : 15

2 場 所 長野県庁 議会棟 404、405 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書の審議 (第 2 回審議)

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫

大 窪 久 美 子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長職務代理者)

亀 山 章 (委員長)

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志

中 村 雅 彦

5 欠席委員 (五十音順)

野 見 山 哲 生

花 里 孝 幸

事務局
吉澤
(県環境政策課)

ただいまから、平成26年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境政策課の吉澤晃と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守して下さるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。野見山委員及び花里委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、非公開審議の部分を除き、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長、議事の進行をお願いいたします。

亀山委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様様の御協力をよろしくお願いいたします。

議事(1)の「新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書の審議」でございます。はじめに、本日の予定と資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、準備書の内容に係る御審議をお願いいたします。

最初に、前回委員会における審議で後日回答とされた部分と前回委員会以降に追加いただいた御意見に対する見解、それから動植物に係る追加調査の結果等を事業者から説明をいただき、御議論をいただきます。その後、住民意見に対する事業者の見解、公聴会での御意見及び県関係機関からの意見とそれに対する事業者見解についての説明と、それに関する御議論をいただきまして、概ね16時30分には会議を終了する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議資料でございますけれども、会議次第にも記載のとおり、お手元に資料1から資料6を配布させていただいております。

資料1「平成26年度第1回技術委員会(準備書第1回審議)及び追加提出の意見に対する事業者の見解」は、前回委員会において委員の皆様からいただいた御意見及び追加いただいた御意見に対する事業者の回答をまとめたものであり、補足説明のため、資料1-1~1-15を用意しております。

なお、その資料のうち、資料1-9、1-11、1-12は希少野生動植物に係る非公開情報が記載されておりますので、委員限りの配布としております。取扱いにはご留意いただくようお願いいたします。

資料2は、追加調査を実施しましたフクロウ、ハチクマの確認状況の資料ですが、こちらも非公開資料となりますので、委員の方のみの配布としております。

資料3ですが、条例に基づきまして住民の皆様から事業者あて提出された御意見と、それに対する事業者の見解でございます。

資料4は、公聴会における公述意見の概要と公聴会記録書でございます。

資料5は、県の関係機関から提出された意見を抜粋したものと、それに対する事業者の見解をまとめたものでございます。

資料6は、その他のところで簡単に触れさせていただく予定ですが、リニア中央新幹線の環境影響評価書に対する国土交通大臣意見になっております。資料に関する説明は以上です。

それでは、これから審議をお願いいたしますけれども、はじめに、希少野生動植物等に係る審議を非公開で行いたいと思います。資料1の区分欄のところに「(非公開)」の

記載があるものと、資料2について事業者から説明をいただきまして、非公開資料を参照いただきながら御議論をお願いいたします。その後の通常審議でも動植物、生態系に係る議論は行いますけれども、重要種の生息情報を具体的に確認することが必要な御意見、そういったものについては、この非公開審議の場での御発言をいただくようお願いいたします。傍聴の方、それからマスコミの方はいらっしゃいませんが、もし途中でお見えになった場合は、非公開審議の間は外で待っていただいて、それが終わって公開審議になったら、御案内するという形で進めたいと思います。

事務局からは以上です。

～希少野生動植物等に係る非公開審議～

亀山委員長

資料1の非公開部分以外について、事業者から説明をお願いいたします。

事業者
佐藤
(佐久市)

本日は、大変お世話になります。佐久市環境部長の佐藤と申します。よろしくお願いたします。7月10日開催の第1回技術委員会につきましては、公務が重なっております。欠席をさせていただき、失礼をいたしました。

佐久市ほか三町で進めている新クリーンセンターの進捗状況につきましては、事業体となります佐久市・北佐久郡環境施設組合の本年10月1日の設立に向け、7月15日に構成市町である佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町による調印式が執り行われ、7月28日付けで長野県に一部事務組合の設立許可申請をしたところでございますので、御報告をまず申し上げます。

本日は、準備書に関する第2回目の技術委員会ということでございますが、1回目の際に委員の皆様よりいただきました御意見・御指摘について持ち帰りまして、十分検討させていただきました。その結果につきまして、見解等を述べさせていただきますので、引き続き専門的見地から御指導・御助言をいただければ幸いに存じます。それでは八千代エンジニアリングから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

コンサルタント
村山
(八千代エンジニアリング(株))

それでは、資料1、前回の技術委員会に対する事業者の見解について御説明いたします。では、資料1、それから随時、補足資料を見ていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

では、1ページをご覧ください。1番、全般に対して、片谷委員から「方法書に対する知事意見を踏まえて、その現況を悪化させないということを定量的に説明するよう評価の記述を改めていただきたい」という意見でございました。これに対する事後回答としては、御指摘を踏まえ、定量的な予測を行った項目については、資料1-1のとおり現況との対比を行うなど、現況を悪化させないという観点から評価を行います。資料1-1につきましては、工事関係車両の走行に伴う大気質の評価の部分について、現在の準備書から、この朱書きの部分を追加で記載させていただいています。このように現況に対して、工事中がどうなって、増加量がどのくらいになるという、現況からの変化の程度を表すとともに、その旨について評価のところでコメントを入れております。定量的に行ったものについては、できるだけ現況からの変化の程度を記載し、そのうえで評価をしたいと考えております。

資料1に戻っていただきまして、3番、塩田委員からの御意見で「使用した予測式について、一般の方が見たときに検算できるように、きちんと図書に記載すべきである」ということにつきましては、御指摘を踏まえまして、予測の手法、予測条件、それからその出典について丁寧に記載するように留意いたしたいと思っております。

次に4番、これも全般で、塩田委員からの御意見ですけれども「計画地は住居等から500m程度離れているため、影響はほとんどないと考えてよいというスタンスが読み取れるが、影響がないとしても誤った予測式の使い方や表示の仕方はよくない」ということで、「新たな科学的知見等の情報や資料収集を行うことにより精度ある準備書等にしてもらいたい」という御意見です。これに対する事後回答としましては、騒音振動の予

測につきましては、本事業による工事中それから供用時の影響を適切に把握するためできるだけ定量的な予測を行っております。御指摘を踏まえまして、新たな科学的知見等の情報や資料収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めてまいります。具体的な内容については、このあと塩田委員からいろいろ御指摘を受けている部分がありますので、その中で御説明させていただきます。

次に5番、大気質の部分ですけれども、これについては「長期の予測のほかにも、短期の高濃度の評価の説明についても目標値との比較だけではなく、この増加部分についても見解を示す必要があるのではないか」というご意見でした。これに対する事後回答としましては、大気質の予測については、長期の平均濃度と短期の高濃度を予測しております。長期の平均濃度については、年間を通した平均的な濃度を予測しており、こちらの評価については現況からの変化の程度として施設の稼働による影響割合を示しております。短期については、施設からの影響が大きくなるような特殊な気象条件を設定し、この場合でも、環境保全のための目標を整合することを確認するため実施しております。このため、評価の視点としては、現況との対比ではなく、影響が大きくなる場合でも環境保全のための目標を満足しているという観点から行うこととし、そのような表現を評価書で記載したいと思っております。

次に6番、騒音についてです。「道路交通騒音の調査結果でA～Cの3地点のうち、Bという地点が環境基準を超えているのですけれども、増加が少ないからいいというのではなくて、関係車両が利用することを避けるなど検討すべきではないか」というご意見でした。事後回答として、関係車両の走行ルート等については、現在、地元および関係地区等との協議を進めているところです。今後、関係市町村及び道路管理者との連絡調整を密に図り、本事業による影響をできる限り回避、低減するよう、適切な環境保全措置を講じてまいります。

2ページの7番で、塩田委員からの追加の質問になります。「騒音調査に使用した騒音計は、計量法に基づいたもので、検定期間を遵守しているか」ということについては、現地調査については、計量証明事業の登録を受けた調査会社が実施しており、騒音計についても計量法に基づく検定期間を遵守したものを使用しており、そうした内容についても資料編にきちんと記載していきます。

8番は追加意見で「騒音の測定値は騒音規制法に基づいているのか」というご意見に対して、回答としましては、環境騒音については、等価騒音レベル L_{eq} と、時間率騒音レベル L_5 、 L_{50} などの測定を行っていることから、測定方法は「騒音に係る環境基準について」、それから「騒音規制法」に定める方法としております。具体的には、JISの見解に書いてあるものに基づいて実施しております。また、道路交通騒音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づいて行っております。あと、調査の結果については、本編には等価騒音レベルの結果のみを示しておりますけれども、時間率騒音レベルの結果についても資料編に記載しております。

次に9番、騒音で、「環境騒音の音源はどのようなものか」ということについての事後回答ですが、現況の環境騒音の音源として、対象事業実施区域北側に面している県道を走行する車両、北側の田畑での農作業の音、野鳥のさえずり等があります。

次に10番、これも騒音ですけれども、追加意見で、準備書の5-2-5ページ、これは工事用車両の予測なのですけれども、これについて「現地調査は3地点やっているが、予測の結果は1地点、A地点のみとしている理由は何か」という御質問です。事後回答としては、工事関係車両は、現時点で工事関係車両ルートが市道南北線、この地点Aのルートですけれども、そのルートのみを使用する計画としていることから、この地点を予測地点としております。なお、準備書5-2-9、これは供用時ですけれども、3地点で予測を行っております。

次に11番、これも騒音の追加意見で、準備書5-2-13ページの表5-2-15、これは予測結果の信頼性に関する表記の部分ですが、「表の項目として『予測条件設定内容』となっているが、それが記載内容と整合性が取れていないのではないか」という御意見です。事後回答としまして、長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度や

それに関わる環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載に当たりましては、技術指針やこれまでの県条例の事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げまして、その設定内容や予測結果との関連を整理させていただきます。なお、御指摘のとおり、その項目名を「予測条件設定内容」としてしまうと、記載内容と整合の取れない部分がありますので、他事例も参考にこの項目については「設定内容」という表記に改めさせていただきます。

次に12番、騒音ですけれども、これも追加の質問で「道路交通騒音の予測式は日本音響学会の予測式を利用しているが、建設作業の騒音の予測式が日本音響学会式や土木研究所の式を利用していない理由は何か」という御質問です。事後回答としましては、本事業では、騒音規制法に規定されている評価量との対比を行うため、建設機械ごとに騒音源を設定し、従来から用いられている一般式を用いて予測を行っています。ただ、この手法については、先ほどのASJのCN-Model 2007の中で予測手法の1つとして示されておりますので、評価書においてはASJCN-Modelに基づき予測を行ったということに記載したいと思います。

13番、これも騒音の追加の意見ですけれども、「遮蔽の回折音を計算するには周波数の特性が必要になるが、各建設機械の周波数特性はどのような傾向にあるのか」という御質問です。事後回答としましては、ASJCN-Model 2007の参考の資料として、建設機械の周波数特性がまとめられています。この中で、機械による特性の違いが見られるものの、代表的な曲線で示すことができるとされており、その近似式が示されています。予測にあたっては、資料1-2に示してありますけれども、この近似式を用いて行いました。「建設機械に係る騒音の周波数特性について」ということで、CN-Model 2007の参考資料に示されている式に基づいて、各建設機械について周波数ごとの値を求めまして、それにより予測を行っております。

資料1の3ページ、14番の騒音になります。こちらも追加意見で、準備書の5-2-19～20、建設機械の稼働の予測に関するものですけれども、その図に「遮音壁の位置を示す必要があるのではないか」という御質問です。事後回答としては、まだきっちりと遮音壁の位置というのが決まっておきませんので、遮音壁を見込まない安全側の設定で予測を行っております。ただ、対象事業実施区域から予測地点②、最寄りの集落までの間には尾根がありますので、その部分の回折については考慮した予測を行っております。ただ、準備書ではそこまでよくわからない記載になっておりますので、その内容が分かるような内容に評価書の方で追記したいと思います。

次に、15番の騒音も追加意見になりますけれども、先ほどの11番の御質問と同じ内容になりますので、回答についても同じ内容を記載しております。

次に、16番の騒音ですが、こちらの追加意見につきましても、11番と同じ見解ということで記載させていただいております。

次に、17番の騒音ですけれども、「焼却施設建屋内から外部へ伝搬する計算式は、準備書に記載されている複雑な式でなくとも計算できるので参考にされたい」ということで、計算式は資料1の別紙のとおり塩田委員からいただいております。これに対する事後回答ですけれども、施設騒音を予測する目的としましては、①騒音の予測、コンターマップの作成、②予測値が目標値を超えた場合の追加対策の検討、という大きな2つの考え方でやっております。①については御指摘いただいた予測式でできると思うのですが、②の追加対策の検討といった場合には、騒音対策のために、各機器、各建屋の部分の寄与度を把握する必要があります。特に焼却施設等のプラントは、機器が防音のため小部屋に別れて設置されている場合がありますので、個々の機器について壁を透過して来る音を把握する必要があるということで、今回の予測式を使用しています。また、建材の音響データは、ハンドブック・カタログ等では、騒音レベル、パワーレベル、透過損失等全てdB値で与えられているということもありまして、これも含めて準備書で示した予測式を用いているということです。なお、用いた予測式については出典を評価書に記載します。

18番の騒音の追加意見についても、先ほどの11番と同じ内容を記載しております。

次に、資料1の4ページ、20番の振動についての追加意見です。準備書5-3-31ページ、これは建設機械の予測式になりますが、「工事中の式を流用するのは誤りであり、振動予測には振動源毎の計算式があり、ここでは工場振動の予測式を利用することを推奨する」という御意見でした。事後回答ですけれども、御指摘の点については準備書では、工事中の式として、工場振動での予測でも用いられる一般的な式を記載しております。御指摘も踏まえまして、評価書に記載する建設機械については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」に示される工事中の予測式を記載することにしまして、施設振動については、工場振動の予測に用いる一般式を記載したいと思えます。

次に21番です。追加の御意見で「振動調査に使用した振動レベル計は、計量法に基づいたもので検定期間を遵守しているか」という御意見です。先ほどの騒音計と同じような記載となっておりますけれども、計量証明事業の登録を受けた調査会社が実施しており、振動計についても計量法に基づく検定期間を遵守したものを使用していることと、その旨を資料編にきっちり記載します。

22番の追加の御意見ですが、「振動測定値は振動規制法に基づいているのか」ということについてです。環境振動については、時間率振動レベルを測定していることから、測定方法は「振動規制施行規則」に定める方法と記載しております。具体的には、JIS Z 8735で実施しております。また、道路交通振動についても、「振動規制法施行規則」に基づいて実施しております。

次に23番、振動の追加の御意見で「環境振動の振動源はどのようなものか」ということにつきましては、振動源として、対象事業実施区域北側に面している県道草越豊昇佐久線を走行する車両等になり、基本的にはあまり振動源はありません。

24番の振動、こちら追加意見ですけれども、準備書5-3-4ページ、振動の現地調査の結果ですけれども、「30dB以下のデータには、振動レベル計のノイズも含まれているのではないか。そうであれば記載を工夫するべき」という御意見です。事後回答としましては、測定に使用しました振動計の測定保証下限値が25dBとなっているため、それ未満の値については25dB未満と記載しております。ただ、御指摘を踏まえ、機器の測定保証下限値が25dBであることを追記したいと思えます。

次に、25番の振動です。準備書5-3-8ページ、こちらはごみ搬入車両の予測ですけれども、「この予測式は工事関係車両で使用する振動の予測式ではなく、記載のような予測式を利用することを推奨する」という御意見です。これについては、事後回答として、ご指摘を踏まえ、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」に示される予測式を用いて計算しまして、その結果を評価書に記載したいと思えます。参考として、資料1-3にこの予測式を用いた計算結果を付けております。表は予測式が記載しておりますけれども、裏面に予測結果として工事中と供用時の結果も記載しております。供用時には後ほど説明いたしますが、このように先生からの御意見を踏まえ、記載を修正したいと思えます。ただし、地点Aの場所については台数が少ないために、予測の適用範囲の条件以下になってしまうので、これについてはこれまでの予測の方法で実施していきたいと思えます。

次は資料1に戻っていただいて、5ページの26番、「準備書5-3-11ページについては、整合性が取れていないのではないか」ということです。こちら先ほどの11番の内容と同様としております。

27番、これも振動ですけれども、追加の御意見で、準備書5-3-15ページ、これは建設機械の稼働についてですけれども、「予測式として一般式が記載されているため、どのファクターを利用したのかがわからない」というのと、「『道路環境影響評価の技術手法』に建設機械の予測式が記載されている」との御意見です。事後回答としましては、予測式は御指摘のとおり一般式を記載しておりますが、予測にあたっては幾何減衰係数を0.75としており、これを代入すると「道路環境影響評価の技術手法」で示されている予測式と同様の式となります。また、地質については、対象事業実施区域には、ボーリング調査結果から盛土やローム等が確認されていることから、未固結地盤として $\alpha=0.01$ を設定しています。なお、評価書においては、一般式ではなくて、「道路環境影響評価

の技術手法」に示されている予測式を記載したいと思います。

28番、騒音・振動に関する追加意見ですけれども、準備書5-2-18ページ、5-3-15ページ、これは建設機械の予測ですが、「この予測について、工事開始後の月数が異なっている理由はなぜか」という御意見、それから「機械の音響パワーレベルや振動レベルの値が1台当たりなのかどうか判断できない」御指摘でした。これについて事後回答ですが、予測時期の設定根拠につきましては、資料編に示しております。ただし、本編の中で、資料編を参照する記載がありませんので、評価書において参照ページの記載をしたいと思います。音響パワーレベルや振動レベルの値は1台当たりの値ですが、その点についてもわかるように評価書で修正したいと思います。

29番の振動、これも追加の御意見で、準備書5-3-25ページはごみ搬入車両の予測ですが、「その予測式は、記載の予測式を使用することが望ましい」という御意見でした。こちらについては、御紹介いただいた予測式は新設の道路に対する予測式になりますが、今回は既存の道路を使用する形で、工事関連車両の走行と同様に、施設関連車両についても車両の上乗せによる現況からの増加分を予測することで、工所用車両の予測の方法と同様のやり方で実施したいと思います。こちらについては資料1-3を御覧いただければと思いますが、供用時ということで、ごみ搬入車両の走行に伴う振動の予測結果を示しております。これを評価書に記載していきたいと思います。

次に30番の振動ですが、こちらについても11番の回答と同様の記載とさせていただきます。

31番の振動の追加の御意見ですけれども、こちらについても「記載されている建設機械の振動レベル値が1台当たりなのかどうか判断できない」という内容です。事後回答としまして、1台当たりの値ですので、評価書においてわかるように記載を修正させていただきます。

資料1の6ページ、32番の振動になります。こちらの追加の御意見も11番の事業者見解と同じ記載とさせていただきます。

34番の低周波音についての追加の御意見です。「超低周波音における心身への影響及び物的被害等が無さそうであることは確認できるが、騒音領域での低周波数帯の音圧レベル、騒音レベルのチェックを実施した方がよい。簡易な計算による焼却施設の外壁から1mの騒音レベルの目安ということで、89dBを中心として84dB～94dBの範囲内であれば、騒音の低周波領域についても影響を考慮しなくてもよい」との御意見をいただきました。事後回答としましては、低周波音については、施設供用後に事後調査を実施することとしておりますので、調査結果について対策の必要性を検討する際に、いただいた御意見を参考にしたいと思います。

次に35番、悪臭になります。「煙突排出ガスからの悪臭排出条件について、現有施設での調査結果を臭気指数を用いて算出していますが、臭気指数から臭気濃度への変換が分かりにくいので、説明を追記した方がよいのではないか」という御意見でした。事後回答として、評価書において臭気指数から臭気濃度を求める計算過程を記載したいと思います。

36番の悪臭についてですが、「予測条件として使用している現有施設と計画施設がどの程度同等なのか、比較してきちんと示すべきである」という御意見でした。資料1-4のとおり、計画施設と現有施設との対比を行った結果を評価書に記載することとします。供用時における焼却施設の稼働に伴う施設からの悪臭の漏えいに関する影響として、現有施設と計画施設の処理能力、処理方式、建物構造、面積、悪臭防止対策について比較し、この内容を評価書に記載していきたいと思います。

次が37番の水象になります。「準備書5-7-11ページの地下水位調査結果について、今年の2月までのデータが記載されているが、今年は2月に異常な大雪がありその融雪の影響が大きく出ている可能性があるため、それ以降の新しいデータがあれば示していただきたい」という御意見でした。事後回答については、測定は平成26年2月25日まで行っており、ご指摘のあった3月以降の融雪時のデータはありませんが、資料1-5に示すとおり2月25日までのデータを整理し、評価書に記載したいと思います。資料1-5、地

地下水調査結果ということで、2月25日までデータのプロットを伸ばした結果を示しております。

合わせて38番、水象についてですけれども、「月1回の測定地点について、地下水位の調査結果を示しているが、変動が目で見えるようにグラフで示していただきたい」という御意見です。資料1-5に示すとおり、各調査地点の月ごとのデータをプロットしていきたいと思えます。

次に、39番です。「土壌汚染に係る評価の結果についても、現況を大きく悪化させないという観点で表現を検討していただきたい」という内容です。事後回答としましては、土壌中のダイオキシン類濃度についても、本事業による寄与分がわかるような記載としたいと思えます。資料については、先ほど冒頭で御説明しました資料1-1のように、現況と将来について対比したいと思えます。

次に、40番、土壌汚染についてで「土壌中のダイオキシン類の調査結果についても、大気質と同様に、異性体の詳細な測定結果を資料編に記載していただきたい」という内容です。資料1-6に記載のとおり、土壌についてもダイオキシン類の異性体の土壌調査結果を評価書の資料編に追記したいと思えます。

次に41番です。「土壌汚染についても、大気質と同様に、最大着地濃度の出現地点を地図上でエリアが分かるように表現はできないか」という御意見でした。事後回答につきましては、土壌汚染の項目において、ダイオキシン類の大気質の予測結果と土壌の予測結果の両方を記載すると、数値や単位が異なるため内容がわかりにくくなるのではないかと考えておまして、土壌汚染のみの結果を記載することとし、大気質の予測結果については参照ページを記載することで大まかな分布がわかるようにしたいと思えます。

次に42番、地形・地質です。「造成断面図にスケールやN値を記載したボーリング柱状図、計画している建物の位置、地下水などの情報が記載されていない」という内容と、「地形・地質のところに必要な情報をしっかりまとめ、他のところで引用するように整理すべき」という御意見です。御指摘を踏まえて資料を修正します。資料1-7は第10節の地形・地質について御意見を踏まえて修正を加えた内容にしております。主に変更した箇所として、5-10-8ページにボーリングの調査結果を記載しております。表5-10-13が地質の区分、そして5-10-9ページがボーリングの調査地点図を記載し、5-10-10ページには地質の縦断面図にスケールや各地質の調査地点の土質の区分とN値、地下水位の位置を追記しました。5-10-11ページの地質の横断面図につきましても同様の形で整理させていただきました。5-10-12ページにはボーリングの柱状図を記載しまして、事前に富樫委員から地質と土質の区分が分かるようにした方がよいとの指摘がありましたので対応表を付けました。5-10-23ページの造成断面図についても地質の区分を加えるとともにスケールを記載しました。この箇所については事前に富樫委員から柱状図やN値の分布がわかるようにすることの御指摘がありましたが、資料の作成が間に合いませんでしたので、評価書にて対応します。

5-10-26ページの評価結果につきましても、43番で富樫委員から「最大斜面の区分の評価については、こちらに記載の内容以外にも、『適切な盛土材』、『補強領域の外側を通るすべりに対する安全性』についても評価を行うこと」という追加意見をいただきました。こちらについても現段階では反映できておりませんが、評価書の段階では予測評価を行い、その内容を記載したいと思えます。

その他、地形・地質については本文にも柱状図が記載しておりますが、資料1-8で示すN値など細かいデータが記載されている柱状図についても、資料編に記載したいと思っております。

続いて、植物、動物について、平賀から説明させていただきます。

コンサルタント
平賀
(八千代エンジニ

44番の植物につきましては、「ヤエガワカンバの成木は13mくらいと大きく、移植に際しては活着させるために、向陽地だけでなく湿性条件も加味して移植場所を選ぶ必要がある」との御指摘でした。これにつきましては、成木の移植をどの場所で行うかなど、

御指摘を踏まえ、条件を満たした場所への移植を検討していきたいと思っております。

続きまして資料1の8ページの46番、植物です。準備書5-11-16ページの表5-11-13において、「確認された種が約5.4%と少ないことから影響は極めて少ないとしているが、パーセンテージが低だけでなく、希少種への影響について言及する必要がある」という御意見です。これにつきましては、御指摘のとおり、該当種については「普通によくみられる種である。」ということも付け加えた形で該当部分を修正し評価書に記載したいと思えます。

続きまして、48番、植物、動物になります。チョウ類の希少種がもう少しいるのではないかということで、「食草となるナンテンハギ、コマツナギ、ヒカゲスゲ、シロバナシナガワハギについて、調査範囲内でどの程度の量が群落として見られているのか」という御指摘でした。これらの御指摘につきましては、今回現地調査において、未確認であったチョウ類希少種の当該地域における分布情報及びこれらの種の食草の分布状況を、資料1-10に整理させていただきました。表2に御指摘のありました食草と考えられるナンテンハギ、ヒカゲスゲ、コマツナギ、シロバナシナガワハギを記載しております。これらが、事業実施区域内外でどのように分布しているかを図面とともに示しております。このうちのコマツナギ、ヒカゲスゲは区域内で0箇所、区域外で2箇所ずつとなっております。それからナンテンハギについては区域内で1箇所、区域外で2箇所、シロバナシナガワハギについては区域内で1箇所、区域外で7箇所となります。これらを食草とすることが考えられるチョウ類希少種を合わせて示させていただきました。これらのチョウ類希少種の状況を表1に示しましたが、事業実施区域内外ともに確認はされておられません。

続きまして、資料1の51番になります。オオムラサキの確認箇所が事業実施区域内に2箇所あるということで、「それが吸蜜で樹液に来ているところが2箇所なのか、個体を確認したところが2箇所なのか」という御質問でした。事業実施区域内でのオオムラサキの確認状況は、飛翔中の個体確認であり、吸蜜の確認ではありません。

続きまして、52番、動物でございます。「工事中における水生動物への影響について、沈砂槽の性能が分からない」という御指摘、それから「工事による排水により河川の水温が高くなり、低水温環境下の生息種であるミルンヤンマなどに影響が出るのではないか」という御指摘でした。こちらについては、資料1-13に整理しておりますが、沈砂槽からの排水は湯川に放流する計画であり、今回、希少種等が見られる舟ヶ沢には放流しないため、沈砂槽からの排水については低水温環境下生息種に対しての影響は少ないと考えております。

続きまして、資料1の9ページの55番になります。「ハイタカとノスリについて、影響予測結果と保全措置の関係において、保全措置を実施するのかどうか非常に分かりにくいので改めるように」との御指摘でした。この点につきましては、それぞれの動物と植物の「予測の方法」の箇所において、予測結果と環境保全措置の検討との関係について、基本的な考え方をフロー図に示しまして、評価書に記載したいと思えます。具体的な資料については資料1-14で説明させていただいております。予測手法については動物・植物のそれぞれについて、直接的影響、間接的影響を検討し、それを踏まえて予測結果として、A:影響が大きい、B:影響は生じる・小さい、C:影響は極めて小さい、D:影響はない場合を、直接的影響がある場合、工事による間接的影響がある場合、存在・供用による間接的影響がある場合により整理をしまして、その結果が「C:影響が極めて小さい」又は「D:影響がない」以外にあっては環境保全措置を行うこととしております。この内容を評価書の予測手法に記載し、環境保全措置との繋がりを分かりやすく整理したいと思えます。

続きまして、56番の動物です。「猛禽類に対しての環境保全措置では繁殖時期に工期を変更する場合がよくあるので、そのような環境保全措置について検討する必要があるのではないか」という御指摘でございました。また、「工事が直近で行われるような場合は繁殖の妨げになることがあるので、よく検討してもらいたい」という御指摘でございました。これにつきましては、本事業の工事の実施による影響が考えられることから、

コンサルタント
村 山

新たな保全措置として、対象事業実施区域の近くで営巣が確認された場合には、工事の実施時期や手段、監視体制などについて検討を行うこととし、その旨を評価書に記載していきたいと考えております。

続きまして、57番の追加の意見で生態系についてです。準備書5-13-7ページの図5-13-2の生態系模式図について、「ニホンジカ、ノウサギ、アカネズミが二次消費者に分類されているが、一次消費者になるので修正すること」との御指摘でございました。御指摘を踏まえまして、二次消費者から一次消費者に修正した生態系模式図を評価書に記載したいと思っております。

続きまして、58番の景観についてです。「準備書5-14-14、15ページのフォトモンタージュで、色彩については比較的無難だが、形状についてはエッジが非常にきつくなっている。このエリアの中で強い線できつい建物のデザインにならないよう、今後の詳細な設計において工夫することが大事である」という御意見でした。事後回答として、御指摘を踏まえ今後、施設の色及び形状については、浅間山の裾野からなる稜線や近傍スキー場のセンターハウス等の建物との調和に配慮し、検討をしていきたいと考えております。

59番の景観です。「保全措置として法面の緑化を行うとインパクトが随分異なるので、緑化したフォトモンタージュも作成したほうがよいのではないか」という御意見でした。事後回答として、法面につきましては、種子吹付等による緑化を考えております。これにつきましては、春から秋については、草花による緑がみられますが、冬季については草が枯れてしまいますので、スキー場シーズンの法面は、現在、お示ししている茶色の法面のフォトモンタージュとなります。対象事業実施区域の緑化については、景観への配慮として重要と考えておりますので、今後、引き続き検討してまいりたいと思っております。なお、法面緑化がある時期のフォトモンタージュについては参考として評価書に記載したいと考えております。

10ページの60番、触れ合い活動の場になります。準備書において、利用目的・利用頻度の図がありますが、「四季の利用と、平日・週末・連休や休暇・帰省時の利用を、分けて示すと見やすいのではないか」との御意見でした。資料1-15のとおり御指摘を踏まえて図と表を修正しました。赤字の箇所が修正した箇所になりますが、表面が利用状況の表、裏面が利用目的、利用頻度等の修正したグラフを記載しております。この内容を評価書に記載していきたいと思っております。

次に61番、こちら触れ合い活動の場となります。「北パラダの利用者が魅力的だと思っている点は『アクセスが良い』ことを回答している人が非常に多いが、そのようなことを踏まえて環境保全措置を検討すべきではないか」との御意見でした。対象事業実施区域に隣接するスキー場の北パラダへのアクセスは、主に、高速道路と直結している山の反対側に当たる南パラダの駐車場に駐車し、リフトで北パラダへ移動する方法と、直接北パラダへ来場する方法があります。アンケート回答にある「アクセスが良い」を選んだ回答者からは、特に、高速道路とスキー場の駐車場が直結している点を挙げる意見が多くみられています。また、北パラダへアクセスする場合の主なルートは、工事用車両及びごみ搬入車両等の主要走行ルートとなる市道南北線ではなく、県道草越豊昇佐久線になると考えております。ただし、本事業による負荷をできるだけ小さくするため、走行ルート、走行車両台数、走行時間帯等について検討をしていきたいと考えております。

62番、廃棄物等です。「環境保全目標として『長野県建設リサイクル推進指針』を記載しているが、指針にはおそらく建設発生土は含まれていないので、記載を見直す必要がある」との御意見でした。確認したところ、指針の中で、特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物等の目標として、建設発生土についても目標が定められており、再資源化率100%とされています。これを踏まえて環境保全目標の記載について追記するとともに、他の公共事業等での有効利用を図るなど、できる限り再資源化に努める観点から評価を行っていきたいと考えております。

63番、これも廃棄物ですけれども、「供用時における廃棄物の、主灰、飛灰の発生量の根拠を示すこと」という御意見で、事後回答になります。主灰及び飛灰の発生量については、メーカーヒアリングの結果より、主灰が低質で6.22から高質で7.22 t/日、飛灰については低質で1.85から高質で3.68 t/日となっております。準備書にはその平均的な値である主灰6.75 t/日、飛灰2.81 t/日を記載しております。

64番、温室効果ガスについてですけれども、「現行のごみの量から焼却によって発生するCO₂量と、新しく建設される施設から排出されるCO₂量との比較による削減量を記載した方がよいのではないか」という御意見でした。これにつきましては、御指摘を踏まえ、現行のごみの量から焼却によって発生するCO₂量と、新しく建設される施設から排出されるCO₂量との比較による削減量を予測することとし、評価書に記載することを考えております。なお、本施設からの温室効果ガスの排出量については、総排出量のうち、約99%がごみの焼却に起因するものとなっております。こちらについても、ごみの減量化、分別による資源の再利用等による減量に努めていくとともに、施設の整備に当たっては温室効果ガスの抑制に効果のある設備を導入するなどの検討を行っていきたいと考えております。

65番、こちらも温室効果ガスになります。「環境保全の目標について、県の第3次計画では長期目標値は80%であるので確認願いたい」とのことについては、御指摘のとおり、長期目標が80%となっておりますので、評価書にて修正したいと思います。

66番、こちらも温室効果ガスについてですが、「供用開始予定時期である平成30年度に近い、平成32年度の目標値10%削減を環境保全目標としているが、30年稼働する施設なので、少なくとも中期の削減目標である30%削減を目標とする必要がある」との御指摘でした。事後回答としましては、ごみの処理量については、佐久の地域計画に基づき算定しておりまして、計画目標年度は平成29年度となっております。焼却施設からの温室効果ガスについては、ごみの焼却量が必要となりますが、平成29年度以降の値については、人口の推移やごみ減量等の施策の内容を踏まえ、今後、設定することになります。このため、平成32年度の目標との対比をしております。なお、事業者としても、循環型社会の形成や施設の稼働に伴う環境負荷の低減の観点から、ごみの減量化や資源化の取り組みを行い、焼却量がより少なくなるよう各種施策を講じる計画としております。

その他ということで、焼却施設が完成した場合、スキー場の客が減少するのではないかと懸念されるが、焼却エネルギーを利用した文化施設の計画等はないのか、という御意見です。これに対する事後回答ですが、焼却施設の整備計画に合わせて、近隣地区に温泉利用による温浴施設の整備計画を進めており、スキー場利用者との相互利用が見込まれています。焼却エネルギーの利用については、発電を第一義として整備計画を進めておりますが、外部への熱供給に係るエネルギー利用についても、今後、地元及び関係地区からのご要望をお聞きし、検討するというところで考えております。

資料1については以上になります。

亀山委員長

ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。最初は資料1の36番の悪臭までを区切りにしますので、ここまででお願いします。

片谷委員

1番に関しましては、資料1-1で示していただいた対比ということで結構ですが、できれば、事業による付加量を現況値で割ったパーセンテージを付加率として記載していただくと、よりよろしいかと思います。

それから悪臭のところ、35番に関しましては、計算過程を全部記載していただくことまで要求したつもりはなくて、臭気数26と臭気濃度400が等しい値であることが分かればよいと思いますので、そこは事業者の判断にお任せします。

36番はこのとおりで結構です。

亀山委員長	その他ありますか。
塩田委員	今回の質問は4番に示した内容が基本です。計画地からはだいぶ離れているので、騒音、振動、低周波音はほとんど影響がないので、問題ないという姿勢が見えました。そのため、基本的なところを質問させていただき、かつ利用した予測式について、一般式でなく具体的に示した方がよいのではないかとお願いしました。結果的に事業者がそういう趣旨を理解して、対応していただいたのではないかと思います。
亀山委員長	その他いかがでしょうか。ないようでしたら、37番の水象から43番の地形・地質までお願いします。
鈴木委員	37、38番について、グラフに記載していただいてありがとうございます。しかし、資料1-5のグラフで横軸を間違えて作成してないでしょうか。雨が降った後に、⑨-1地点の変化の反応が悪く、数日間経ってから増えています。おそらく、準備書の5-7-11ページのグラフの時間軸がっているのではないかと思いますので御確認をお願いします。 また、大雪の際の融雪の影響があるのではないかと申し上げましたが、ここは自然の降雪ではなく人工雪であるため、人工雪の影響が大きく出て、自然の雪の影響が出ないということが改めて分かりました。
亀山委員長	グラフの横軸の話ですがお願いします。
コンサルタント 村山	横軸については確認して、正しい内容を評価書に記載させていただきます。
亀山委員長	その他ありますか。はいどうぞ。
小澤委員	土壤汚染に関して、資料1の40番についてはダイオキシンのデータを資料1-6に詳細なデータを出していただき、ありがとうございました。これを資料として評価書に入れていただきたいと思います。 41番について、準備書第8節の土壤汚染で、地図としては5-8-3ページの調査地点の図しかないと思いますが、どこに寄与の高い所があるのか地図上で見ればよいという意見です。見解にあるような、データとして混在させて分かり難くするような意図はないところですが、いかがでしょうか。
コンサルタント 村山	コンターではなくて、準備書5-8-3ページの地点図で、予測の結果に応じて地点の色を変えて記載する方法はいかがでしょうか。
小澤委員	土壤の予測結果の表と照合をしながら見ていくことになると思いますが、地図上に示しておけば分かりやすくなると思います。
コンサルタント 村山	検討いたしまして、できる限り評価書に反映したいと思います。
富樫委員	地形・地質のところ、資料1-7ということで直していただき、大分読みやすくなりました。そこで、いろいろと気になるところが見えてきました。まずは、資料1-7の5-10-8ページに表5-10-3がありますが、これは前回もお話しましたが、小諸第1軽石流堆積物について、「軽石多産」と「ローム質」にここでは分けて示しています。軽石や礫混じりが多いか少ないかで分けていますが、N値で見ますとローム質といわれているほうが、非常に小さい値が出ています。これは非常に重要な問題でして、本来、小諸第1軽石流は本体流が一瞬にして溜まった地質ですが、それにも拘わらず場所によってこれ程

物質に違いがあるということは、実際地下でどのような分布をしているかにより、斜面の安定性など様々な問題に関わってきます。表5-10-3では小諸第1軽石流を2つに分けてありますが、残念ながら断面図では、その分布が分からず明確に境界として示されていません。資料1-7の5-10-10ページに「図5-10-7 地質縦断面図」、5-10-23ページに「図5-10-14(2) 造成断面図」がありますが、水色で示されている部分にN値がゼロに近いような弱い部分が含まれている訳ですが、それがどの程度影響があり、なぜ場所によってばらつきがあるのかということが非常に重要です。ボーリング密度がそんなにありませんから、どうしても解釈を入れざるを得ないと思いますが、何らかの形で考えて計画が立てられていないと、分からないままにして設計するのは問題が大きいと思います。造成断面図については、小諸第1軽石流のN値の低い部分がどのような分布をしているのか、今の時点で間に合わないとしたら、N値と柱状図、更に地下水線を入れて示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

コンサルタント
山本
(八千代エンジニアリング(株))

御指摘ありがとうございます。御指摘があったとおり、データが少ない中、また現地の露頭状況に限られる中で、一緒に断面の方では表現していますが、可能な範囲で検討しまして、層序等考えて上下判定ができるような形で示していきたいと思います。なお、資料1-7の5-10-10ページで、現段階の断面については層を2つに分けておりましたが、柱状図ではそういった情報を盛り込むように修正いたしました。コアでの土質区分を記載していますが、緑色で示している「ローム」についてはN値が小さく、軽石流のローム質に相当します。一方、コアの土質区分で濃い青色で示している「礫混じり砂」が、N値が大きい軽石堆積物に相当します。こちらの土質がどのように平面的に分布するか、今後検討したいと思います。

富樫委員

今のお話しですが、基本的にはお願いしたいのですが、資料1-7の5-10-10ページの地質縦断面図の9-2地点のボーリングで、N値が非常に低い小諸第1軽石流の堆積物が柱状図では黄色になっています。今の説明だとこれが緑色になるような話でしたが、その辺の整合がとれていないので、ご確認いただくということよろしいでしょうか

コンサルタント
山本

承知しております。

富樫委員

それから、資料1-7の5-10-10ページの地質縦断面図と、5-10-23ページの造成断面図を比べてみれば分かりますが、地下水線が非常に浅いところにあり、そこを大規模な切土にする計画になっているはずで、そこは非常に危惧される点でして、軽石で一部粘土化している、地下水位が高いところで切土をしていけば、非常に現場がぬかるんで、更に土質材料としても問題が出てくると思います。また、切土そのものがうまくできるかどうかということもありますので、そこはきちんと安全に施工ができることを説明していただきたいと思います。

コンサルタント
山本

御指摘ありがとうございました。検討いたします。

亀山委員長

他にありますか。はいどうぞ。

鈴木委員

先ほど申し上げるのを忘れまして、資料1-5の地下水位調査結果では縦軸を相対的な深さで記載していますが、準備書5-7-11ページの「図5-7-5 地下水位調査結果(1年間連続測定地点)」では絶対標高で記載してあります。地図と見比べると分からないことではないですが、地表面の高さがそもそも違いますので、やはり準備書5-7-11のように絶対標高で記載いただいた方が比較しやすいと思いますがいかがでしょうか。

コンサルタント 村 山	御指摘を踏まえ、修正したいと思います
亀山委員長	その他いかがですか。はいどうぞ。
梅崎委員	富樫委員の質問に関連して確認です。今回示していただいた資料1-8のボーリング柱状図の地点⑨-2ですが、12mくらいのところでN値がほとんどゼロまで急に下がっています。そこは旧表土となっており、問題になっている軽石流堆積層との丁度境界のところだと思いますが、データの信頼性も含めて、この辺のコメントをいただきたいのですが。
コンサルタント 村 山	こちらの調査については、別の調査会社に委託して行っておりますので、そちらの会社に再度内容を確認して回答するようにいたします。
亀山委員長	よろしく申し上げます。 他になければ、44番の植物から最後まででお願いいたします。はいどうぞ。
陸委員	触れ合い活動の場について、資料1の60番については修正いただきまして、ありがとうございました。これで結構だと思います。 61番については、理由がよく分かりましたので、これを是非評価書の方に反映して、説明を丁寧に追記していただければと思います。その上で一点確認ですが、準備書の5-15-3ページの「図5-15-1 触れ合い活動の場の調査地点」の図を見ますと、搬入車両ルート最後の処理場へアクセスのところが、一般の方が利用すると見解の中で記載されている県道草越豊昇佐久線と一部重なっていますが、ここでの影響についてどのように評価しているかについて、もう少し説明をお願いいたします。
コンサルタント 村 山	御指摘のとおり、県道草越豊昇佐久線が一部かかります。コメントに記載したように、その部分については、できるだけ影響を小さくするように走行台数や時間帯について配慮していきたいと考えております。
陸委員	もう少し具体的に何か対応策があればお示しいただいた方がよいと思いますが、いかがでしょうか。
コンサルタント 村 山	持ち帰って検討させていただきます。
亀山委員長	その他いかがでしょうか。
中村寛志委員	資料1の48番については、データを出していただいて、確実に事業実施区域内にいないということが分かって安心しました。ただし、資料1-10の表1で「ミヤマシジミは、近年、軽井沢等で産地が複数ある」との記載ですが、近年、完全に絶滅してしまっております。むしろ御代田町のこの地域の近くにいますが、これは直接関係のないところです。 51番のオオムラサキについては、エノキが実施区域内に生えていないということを確認しましたので結構です。 52番については、温水が流れ込んで、ホタルなどがここには絶対生息できないというところまで分布を拡げています。降雨時に放水されるということですので、考慮いただきたいと思います。 それから、先ほど言い忘れたのですが、49番でベニモンマダラの食草のクサフジを移植される際に、土壌を1m~50cmくらいそっくりそのままブルドーザで取って、移植する方法を使っていただくのが一番いいかと思います。以上です。

亀山委員長	その他いかがでしょうか。
小澤委員	資料1の63番の焼却灰の発生根拠については、焼却炉のメーカーヒアリングの結果ということで出していただき、ありがとうございます。評価書において、こうしたデータを根拠として予測しているということを書いていただければ、数字が唐突な感じを受けないと思います。
コンサルタント 村山	御指摘を受けまして、根拠については評価書に記載したいと思います。
亀山委員長	景観についてですが、この前の発言で舌足らずのところがありました。資料1の59番の関係で、準備書の5-14-14ページのフォトモンタージュの切土の法面の部分について、今回のご回答で「草本で種子吹付等による緑化をします」と書いてありますが、冬季は一番利用の多い時期でもありますが、枯れ草の法面になってしまいます。ここは人工雪で雪は積もりませんので、冬の間中、ずっと枯れ草の法面になる訳ですので、非常にインパクトが大きくなります。例えば、緑化をするときに、建物に回りには常緑の針葉樹を植えていますけれど、こうした常緑の針葉樹を、そんなに大きくなくてもいいですが法面にも植えていただくと、随分影響が緩和されることになると思います。そういう点を含めて発言したつもりだったのですが、草本の吹付緑化ですとあまり効果がありませんので、もう一度その辺を考え直していただければと思いますが、いかがでしょうか。
事業者 武者 (佐久市)	委員長の御指摘を踏まえまして、再度冬期における常緑樹の植栽等も検討してまいりたいと思います。
亀山委員長	他に何かありますか。はいどうぞ。
大窪委員	資料1の44番の植物についてです。準備書の5-11-21ページに注目すべき種として記載のあるヤエガワカンバの成木と稚樹の移植が非常に難しいという意見に対して、湿性条件等を踏まえて移植を検討するという回答いただきました。前回の意見ではヤエガワカンバのみについて述べましたが、もう1種落ちておりました、準備書の5-11-22ページに記載のある、注目すべき種としてのオニヒョウタンボクについても、湿性的な条件でしか活着しないと考えられますので、成木の移植や育苗した苗の移植については湿性地等を考慮することを付け加えていただきたいと思います。
コンサルタント 平賀	御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、オニヒョウタンボクについても湿性的な条件も加味した形で移植等を行っていきたいと思います。
亀山委員長	その他よろしいでしょうか。はいどうぞ。
片谷委員	資料1の62番について、私も確認しましたが、御回答いただいたとおり、確かに長野県建設リサイクル推進指針では建設発生土についての目標値として、再資源化等率100%というのが記載されておりました。ただ、いずれにしても、評価のところに発生土のことが書かれていない状況ですので、記載の追加をお願いいたします。 それから、温室効果ガスですが、66番で平成32年度の目標値だけでよいかとの指摘に対して回答いただきました。回答の趣旨は理解いたしますが、要は「平成32年度より先にどんどん目標値は厳しくなっていくので、それに対応するために各種の施策を講じる」という趣旨のことを書いていただかないと、県が定めている目標を認識していないのではないかという誤解を招くおそれがあります。当面の目標として32年度の数値を設

定したことはよろしいですが、その先にもっと厳しくなる目標値にできるだけ適合するような施策を講じるという趣旨の記載にさせていただきたいということです。

64番で野見山委員が発言されたことについて、私も追加発言をさせていただきました。野見山委員から何か御意見が届いていれば後で事務局から報告があると思いますが、ここに書かれた回答の趣旨は了解しましたので、少なくとも売電するからそれでいいという趣旨にはならないように、十分留意をしていただきたいということです。以上です。

コンサルタント
村 山

今の御意見も踏まえて、評価書で対応したいと思います。

亀山委員長

はい、一通り御発言いただいたでしょうか。

コンサルタント
村 山

すいません。先ほどの補足で、陸委員から触れ合い活動の場の関係で、一部道路が重なっているところで何か具体的な対策はないのかと御意見がありました。準備書の5-15-15ページに工事関係車両の環境保全措置を書いておりますが、走行時間の分散のほかに、交通整理員の配置ということで、隣接するスキー場の営業期間中に車両が重なる場合には、きちんと整理員を置いて出入口に入れるように対応することを記載しております。特に土日はスキー客が多く車が多くなりますので、できるだけ土日には車を走らせないという対策を考えております。

亀山委員長

ありがとうございました。

それでは予定していた時刻になりますので、資料1につきましてはここまでとさせていただきます。ここで10分ほど休憩いたしまして、資料3から資料5の説明及びそれに関連した審議に移りたいと思います。午後3時40分から再開いたします。

(10分間休憩)

亀山委員長

それではみなさんお揃いですので、議事を再開いたします。

まず、資料3及び資料5について、事業者から説明をお願いします。

事業者
武者

資料3に新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書の意見に対する事業者見解ということでまとめました。No.1につきましては、意見をいただきました2名の方のうちの1名の御意見になります。No.2～56までがもう1名の方の御意見になります。意見については要点のみを説明し、それに対して事業者見解に触れていく形で進めていきたいと思います。

No.1については、「工事中も供用後も動植物の調査と必要な保護を続けていただきたい」との御意見です。これにつきましては、「工事中及び供用後においては、これらの環境保全措置が確実に行われているかを確認するため、事後調査を実施します。事後調査では移植を行った植物の生育状況及び移殖を行った動物の生息状況をモニタリングするとともに、その他の環境保全措置の実施状況や周辺環境の変化を確認し、必要に応じて追加の環境保全対策を実施してまいります。」という見解です。

No.2からは代表的なものをピックアップして説明いたします。今回、住民の方から主灰・飛灰の中には必ず放射性物質セシウムがあるという御意見が数項目にわたっております。基本的な見解をNo.2の事業者見解に示しました。「放射性物質について、長野県環境影響評価条例においては、その取扱いが明確ではなく、同条例技術指針でも示されておられません。環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。また、新クリーンセンター稼働後においては、主灰及び飛灰について定期的に放射性物質の測定を実施してまいります。放射性物質を始め、施設運営に関する情報を積極的に公表し、

地元及び関係地区と信頼関係の構築に努めてまいります。なお、事業者における自主的な取り組みとして、大気質及び気象調査を行った地点において、現況把握のための空間放射線量の測定を行い、施設稼働後においても、同地点でモニタリングのための測定を実施し、その結果を公表してまいります。」という見解です。

2ページのNo.3では「上舟ヶ沢、棚畑」地籍という地字名について、御指摘いただいております。事業者の見解として、「対象事業実施区域については、主にスキー場開発で平坦地が造成され、現在の地形となっているものであり、当該区域内及びその周辺で行ったボーリング調査の結果から、これまでに地滑りや斜面崩壊、土石流などの発生があったことを示すものは認められていないことから、大規模な地形崩壊や土石流が発生する可能性は小さいものと予測している」という見解です。

No.5は飛灰処理物の基準について意見が出されております。事業者の見解として、「本事業における飛灰についても、放射性物質を指定基準以下と想定し、廃棄物処理に係る現行法令に基づく基準としております。なお、主灰及び飛灰については、施設稼働後、定期的に放射性物質の測定を実施し、公表します。」という見解です。

No.6は余熱利用設備についても、数項目にわたって触れております。外部への熱供給のエネルギーとして利用することについては具体的な提示をするべき、との御意見です。第1回技術委員会でも説明いたしました。現段階では余熱利用設備については発電利用を第一義として整備します。外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、面替区及び御代田町などからご要望をお聞きし、検討をするため、協議を重ねていくこととしています。」という見解です。

No.9は先ほどの新クリーンセンターからの主灰・及び飛灰の排出についてです。「現時点において、県外を想定しておりますが、安全性、安定性及び経済性を十分に検証した上で、今後、決定してまいります。」という見解です。

No.14は社会状況の項目で、悪臭防止法についてです。前回、八千代エンジニアリング株式会社からも説明がありましたが、「本事業では、住居、商業、準工業系の用途の土地利用に該当する第1地域の規制基準値を想定計画値として設定しております。」という見解です。

No.17は景観についてです。事業者見解として「佐久スキーガーデンパラダについては、利用者への影響の観点から、交通への影響、景観などの調査、予測及び評価を行いました。今後におきましても、十分配慮してまいります。」としています。

6ページのNo.24は主灰・飛灰についての御指摘です。事業者見解としては、「主灰及び飛灰については、搬出の際に考えられる影響として、灰が周辺環境へ飛散することがあげられます。これを防ぐため、搬出車両への積替は建物内とする、飛灰は薬剤処理を行った上で搬出する、搬出の際は積込部分を密閉するなどの対策を講じる計画としていることから、灰の飛散による周辺環境への影響は極めて小さいものと考えております。これらの具体的な方法については、評価書で追記します。」としています。

7ページ、No.29は降下ばいじんについてです。具体的な地名で「小田井地区の荒田集会場、上平尾地区の平根小学校の2地点においては、降下ばいじんの事後調査を実施する計画であるため、現況調査の結果について留意してまいります。」との見解です。

これ以降に記載されている意見内容は前述した内容と重なります。9ページのNo.42は植物、動物関係で、施設の排水・屋外夜間照明の影響・地下水の影響等を最小限にする手立てについての御意見です。事業者の見解は、「屋外夜間照明の影響については、照明器具内に光の照射範囲を限定する器具を取り付けることや、可能な限りセンサー式照明を用いるなどの環境保全措置を講じる計画でおります。地下水の影響については、地下水位の状況の変化が生じる可能性は小さいものと予測しておりますが、事後調査においてモニタリングしてまいります。」としております。

No.48の総合評価の箇所について、具体性を欠く上に、それを管理する人間のこと、ソフト面の補強が肝心ではないかとの御指摘です。事業者の見解は、「計画施設については、公害関係法令等に適合し、これを遵守し得る構造及び設備を整備してまいります。合わせて、施設稼働時に配置される職員に対しましては、施設の操業に必要な運転管理、

点検などについて、教育指導計画に基づき徹底した教育指導を行ってまいります。」としております。

No. 56は事業全般についてです。事業者見解として、「今後においても、建設地である平根地区はもとより、御代田町面替区などに対しまして十分な配慮及び対応を図ってまいります。施設の稼働年数については、現時点において、安全に稼働できる期間は施設を利用してまいりたいと考えております。今後、施設の更新時期を迎える前に、次期施設に係る整備計画の検討にあたりまして、事前に地元及び関係地区と十分に協議をしてまいります。また、平成26年11月を目途に、施設建設の同意となる地区協定の締結に向けて、地元及び関係地区、御代田町などと協議を重ねてまいります。事後調査結果については、佐久市・北佐久郡環境施設組合等のホームページで公表するとともに、情報紙を発行し、地域住民の皆様への回覧を行ってまいります。」としております。以上です。

コンサルタント
村 山

続きまして、資料5になります。県関係機関各課からの意見に対する事業者の見解について御説明いたします。

まず、No. 1になります。「施設計画の中で焼却灰という言葉の定義が曖昧なので、記載を改めてはどうか」という御指摘でしたので、御指摘内容を踏まえて、分かりやすいように記載を修正いたします。

No. 2についても、「環境整備の状況について、本調査の対象区域内のごみ焼却施設を記載しておりますが、今回の新クリーンセンターでは南佐久地域の廃棄物も処理するので、南佐久地域の現有施設についても記載すること」という御指摘で、その内容については評価書で記載したいと思えます。

No. 3については、「騒音の環境基準の類型区分の告示について、小諸市の記載が必要ではないか」という御指摘で、これについては御指摘のとおり追記したいと思えます。

No. 4については、「悪臭の箇所を出典しているハンドブックを最新の記載にすること」という御指摘で、それについても評価書にて記載したいと思えます。

No. 5については、「大気の現地調査の箇所で、気象と大気質の調査頻度がともに記載されているが、混同して分かりにくい」という御指摘で、これについても評価書において修正したいと思えます。

No. 6について、これも大気質になりますが、「年平均値から日平均値の年間98%値又は2%除外値への変換について、周辺的一般局のデータを用いて行っているが、全ての測定局でそれぞれの物質についてデータが揃っているわけではないため、変換式作成に使用したデータについて記載すること」との御指摘ですので、使用したデータを記載したいと思えます。

2ページのNo. 7について、「大気の予測結果は2炉の重合濃度か、1炉の濃度なのか」という御指摘で、これについては2炉の重合濃度になりますので、その旨を評価書で記載したいと思えます。

No. 8については、「表の記載について修正してはどうか」という御指摘でしたので、これについても御指摘を踏まえ修正したいと思えます。

No. 9については、「排ガスなどの監視について、常時監視、定期的な監視について記載すること」との御指摘でしたので、事業者の見解に記載したように、常時、定期的な監視について整理してそれを記載したいと思えます。

No. 10については、先ほどありました「騒音地点Bの交通量が多く環境基準を超過しているの、影響の低減に配慮できないか」という御意見で、先ほど述べました見解と同様としております。

No. 11については、「廃棄物について、建設発生土量と伐採木量についての根拠が記載されていない」という御意見でしたので、それについても評価書で記載したいと思えます。

No. 12については、文言の修正ですので、御指摘のとおり修正したいと思えます。

最後、No. 13については、「建設汚泥の予測が記載されていないが、定量的な記載が無理なら定性的な記載でも良いので、記載されたい」との御意見でしたので、県のリサイ

クル指針にも再資源化等の目標が定められておりますので、評価書において事業計画の内容に基づき可能な範囲で予測及び評価をしたいと思っております。以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。
続きまして、資料4につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局
仙波

資料4は、7月5日（土）に佐久市浅間会館で開催しました公聴会における公述意見の概要と公聴会記録書となります。

資料4の公述意見概要を御覧ください。こちらは、先ほど事業者から説明のありました資料3のNo.2以降の御意見を出された方が、公聴会でも直接意見を述べたいということで公述された御意見です。資料3の事業者に提出された御意見は54項目にわたっておりますが、その中から特にということで8項目述べられました。そのため、資料3の御意見の抜粋が資料4になっていると考えていただいてもよろしいかと思っております。

内容が重なりますので、細かく説明はいたしません。放射性物質に関する御意見が多く述べられております。先ほどの事業者の見解にもありましたとおり、放射性物質の取扱いというのは条例アセスでは明確になっていない部分がある中で、アセス法では放射性物質の除外規定が削除され、具体的に検討が進められている状況です。ただし、国では、福島原発周辺など土壤中の放射性物質濃度が高い地域で、土地の改変を実施するような場合の影響を主に想定しており、今回の新クリーンセンターのような焼却施設の場合を想定しているわけではありません。御意見は、佐久エリアは長野県内では原発事故の影響が大きい地域なので、法的な規制が無くてもできるだけ配慮すべきではないかという趣旨ですが、それに対して事業者も可能な範囲で今後のモニタリング調査を実施していくとの見解を示しております。なお、具体的な公述の内容につきましては、公聴会記録書を御覧いただければと思います。以上でございます。

亀山委員長

ただいま御説明いただきました、資料3、資料4、資料5につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

片谷委員

確認をさせていただきたいのですが、放射性物質の焼却灰の中での含有量に関するデータが現有のクリーンセンターではあまり公表されていないというように、住民の方の御意見の中では読み取れますが、実際どのような形で現在は公表されているのでしょうか。

事業者
武者

現有施設の佐久クリーンセンターについては、佐久市のホームページで測定した結果を随時公表しています。地元紙の信濃毎日新聞等に状況を載せている自治体もあり、住民の方からは掲載頻度が少ないのではないかと御指摘も受けていますが、佐久クリーンセンターにおいても折をみて掲載しております。

片谷委員

ホームページで公表するというのは、今の時代、ごく普通の情報提供方法にはなっておりますが、その一方でインターネット情報にアクセスする習慣を持たない方もかなりいらっしゃる。多数派ではないですがいらっしゃることは事実ですので、ホームページ以外での公表というは、できるだけ定期的にしていただいた方がよろしいかと思っております。これは、このアセスの範囲内での意見にはならないかと思っておりますが、こうした施設を運営される自治体の姿勢として、インターネットがメインになるのは止むを得ないとしても、それ以外の手段での情報提供を確実にやっていただくと、住民の方の安心の度合いは高まります。それから、特にベクレル単位のデータというのは桁が大きく、1万とか10万という数字が時々出てくる項目ですので、数字を見ただけでは膨大な量の放射線がばらまかれているのではないかという誤解をしばしば受けることがあります。そうした数字の読み方に関する解説記事的なものも、時折、市の広報に載せるなどの努力をしていただくと、不安が少しでも解消されるのではないかということ、これは、指

摘という意味ではなくて、コメントとして申し上げておきたいと思います。

亀山委員長

これは、市民の方、県民の方が皆さん関心を持っていることですので、十分配慮していただきたいと思います。

その他ございますか。よろしければ、議事（１）についてはここまでとさせていただきます。追加で御質問、御意見等ありましたら、８月１９日（火）までに、メール等で事務局へ提出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局
仙波

本事業に係る今後の審議予定ですが、第３回技術委員会については９月１６日（火）の午後に、本日と同じ会場で開催予定でございます。内容としては第３回目になりますので、技術委員会意見のとりまとめということで御審議いただきたいと思います。開催通知については追って送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、御出席いただきますようお願いいたします。また、委員長から話がありましたとおり、追加の御意見等がありましたら、８月１９日（火）までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。追加でいただいた御意見については、本日の御意見とともに事業者の見解等を確認した上で、第３回技術委員会での資料としてとりまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、前回もお話しさせていただきましたリニア中央新幹線の環境影響評価手続について説明させていただきます。去る７月１８日に、環境影響評価法に基づきリニア中央新幹線の環境影響評価書に対する国土交通大臣意見が公表されました。大臣意見については、既に委員の皆様にはメールでお送りしておりますが、本日、資料６として用意しましたので御覧ください。

資料６の１ページ目になりますが、環境大臣意見について触れられており、「環境大臣意見においては、本事業の前提として、事業実施に当たり、別紙の措置を講じることにより、環境保全についての十全の取組を求めている。国土交通省としてはこの環境大臣意見を勘案し、事業者が別紙の措置を講じることにより、本事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることが確保されるよう求める。」ということで、環境大臣意見を別紙として添付し、環境大臣意見もすべて国土交通大臣意見として述べたという形になっております。

さらに、「また、国土交通省は、これらの措置に加え、今後の工事実施計画に関する手続き等事業実施に関する審査を行う観点、河川や道路などの社会資本の管理者としての観点などから、以下の措置を講じるよう求める。」ということで、２ページ目、３ページ目に国土交通大臣意見が追加されております。２ページの「１．総論（１）地域住民等への丁寧な説明」では、「本事業を円滑に実施するためには、地元の理解と協力を得ることが不可欠である。」と述べられておりますし、「１．総論（３）最新技術の導入による環境影響の低減」では、「南アルプス等の山岳部の掘削など技術的に難易度の高い工事においては、最新の技術を積極的に導入して一層の環境影響の低減に努めること」も述べられております。それから「２．各論」においては、河川水への影響の回避、建設発生土の有効利用、建設発生土の運搬時の環境負荷の低減について述べられております。また、「（５）磁界に関する丁寧な説明」については、環境大臣意見では触れられていない箇所でしたけれども、磁界についても丁寧な説明を行うよう意見が出されております。

現在、ＪＲ東海では環境大臣意見、国土交通大臣意見を勘案して、環境影響評価書の補正作業を行っているところですが、今後、補正後の評価書が公告縦覧されることにより事前のアセス手続は終了します。時期はまだ明らかではありませんが、早ければ今月の下旬になると思われます。前回もお話ししましたが、補正後の評価書の公告を行うと、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画の認可申請ができるようになります。事業計画が具体化されていくのに伴いまして、本県が知事意見で事業者に求めている追加調査等に係る報告等が行われ、本技術委員会でご審議いただく事項も出てまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。今御説明いただきました内容について、御質問等ございませんでしょうか。

最後に全体を通して、委員の皆様から何かございましたら御発言ください。

特に御発言もないようですので、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。議事進行に御協力ありがとうございました。

事務局
吉澤

本日の技術委員会をこれで終了します。

ありがとうございました。